

四日市市立小中学校施設整備事業

特定事業仮契約書（案）

平成 16 年 6 月

四日市市

特 定 事 業 仮 契 約 書

(前文)

- 1 発注者(以下「市」という。)は、義務教育を取り巻く状況の変化に応じ、市における小中学校の良好な学習環境を実現するために、四日市市立小中学校4校の施設の整備を行うこととした。
- 2 市は四日市市立小中学校4校の施設の整備の実施にあたり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以後の改正を含む。以下「PFI法」という。)の趣旨にのっとり四日市市立小中学校4校の老朽校舎等の整備及び維持管理からなる事業を民間事業者に対して一体の事業(事業名称を「四日市市立小中学校施設整備事業」といい、以下「本件事業」という。)として発注することとした。
- 3 市は、本件事業の公募書類に従い公募を実施し、最も優れた提案を行った[民間事業者グループ[(グループ名称)]]を優先交渉権者として決定し、当該優先交渉権者は、公募書類に従い本件事業を実施するために、市と平成16年2月[]日付け基本協定書(以下「基本協定書」という。)を締結し、これに基づき[(SPC名称)](以下「事業者」という。)を設立した。
- 4 市と事業者は、本書及び添付約款1ないし4をもって、本件事業の実施に関し、この事業契約(以下「本件事業契約」という。)を締結する。なお、本事業契約書及び添付約款1ないし4により構成されるサービス購入料支払債権は、一体不可分とする。

(本文)

1. 事業名 四日市市立小中学校施設整備事業
2. 事業の場所
 - (1) 三重県四日市市前田町18-17(南中学校)
 - (2) 三重県四日市市高浜町1-4(橋北中学校)
 - (3) 三重県四日市市十七軒町10-41(港中学校)
 - (4) 三重県四日市市富田一丁目24-49(富田小学校)
3. 契約期間 自 平成16年6月[]日
至 平成39年3月31日
4. 契約金額 金[]円
うち消費税及び地方消費税の額 金[]円(施設整備にかかる対価に対する金利相当額(割賦金利) 金[]円については非課税)
5. 契約保証金 添付約款1ないし4中に記載のとおり
6. 支払条件 添付約款1ないし4中に記載のとおり

市と事業者とは、各々対等な立場における合意に基づいて、上記のとおり特定事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約について、PFI法第9条による市の議会の議決を得たときは、これを本契約とみなす。

この契約の証として、本件事業契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年6月[]日

発注者 四日市市
住所 三重県四日市市諏訪町1番5号
氏名 四日市市長 井上哲夫

事業者
住所 []
氏名 []